

大阪市条例第43号

大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 [1 ・ 2 略] （<u>令和 7 年10月</u>から同年12月までの各月分の料金の徴収の特例） 3 <u>令和 7 年10月 1 日</u>から同年12月31日までの間に行つた点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、第25条及び第26条第 1 項の規定にかかわらず、同項の表の基本料金に係る料金は徴収しない。	附 則 [1 ・ 2 同左] （<u>令和 5 年10月</u>から同年12月までの各月分の料金の徴収の特例） 3 <u>令和 5 年10月 1 日</u>から同年12月31日までの間に行つた点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、第25条及び第26条第 1 項の規定にかかわらず、同項の表の基本料金に係る料金は徴収しない。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する